

災害救助法施行細則による救助の程度等

昭和40年9月10日告示第561号
改正 令和4年7月1日告示第293号

災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）第3条の規定による救助の程度、方法及び期間並びに第11条の規定による実費弁償の程度を次のように定め、昭和40年8月1日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間（昭和33年神奈川県告示第558号）及び災害救助法による実費弁償の限度（昭和33年神奈川県告示第559号）は、廃止する。

1 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

(ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

(イ) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

(ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり330円以内とする。

(エ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

(オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

(カ) 法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設する期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、同項の規定による救助を終了する旨を公示した日）までの期間とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するものであつて(ア)に掲げる要件を満たすもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するものであつて(イ)に掲げる要件を満たすもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、628万5,000円以内とするこ

と。

- c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- e 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。
- f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。
- g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

(イ) 賃貸型応急住宅

- a 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア) bに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア) fと同様の期間とすること。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

- (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。
- (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。
- (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 飲料水の供給

- (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
- (ウ) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
 - (ア) 被服、寝具及び身の回り品
 - (イ) 日用品
 - (ウ) 炊事用具及び食器
 - (エ) 光熱材料

- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）		18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	53,900円に5人を超える世帯員1人につき7,800円を加算した額
冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）		31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	82,200円に5人を超える世帯員1人につき11,300円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季		6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	18,900円に5人を超える世帯員1人につき2,600円を加算した額
冬季		9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	27,400円に5人を超える世帯員1人につき3,600円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下これらを「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助

- b 分べん前及び分べん後の処置
- c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。
- (エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
- (5) 被災者の救出
 - ア 被災者の救出は、災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
 - イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- (6) 被災した住宅の応急修理
 - ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
 - (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 65万5,000円
 - (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 31万8,000円
 - ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。
- (7) 学用品の給与
 - ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
 - イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。
 - (ア) 教科書
 - (イ) 文房具
 - (ウ) 通学用品
 - ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。
 - (ア) 教科書代
 - a 小学校児童及び中学校生徒
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、神奈川県教育委員会又は市町村の教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - b 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (イ) 文房具及び通学用品費
小学校児童1人当たり 4,700円
中学校生徒1人当たり 5,000円
高等学校等生徒1人当たり 5,500円
 - エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

- (8) 埋葬
- ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。
 - イ 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって行う。
 - (ア) 棺（附属品を含む。）
 - (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - (ウ) 骨つぼ及び骨箱
 - ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人21万3,800円以内、小人17万900円以内とする。
 - エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- (9) 死体の搜索
- ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
 - イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- (10) 死体の処理
- ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
 - イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (イ) 死体の一時保存
 - (ウ) 検案
 - ウ 検案は、原則として救護班によつて行う。
 - エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。
 - (ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- (11) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
 - イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が13万8,300円以内とする。
 - ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- (12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用
- ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。
 - (ア) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援
 - (イ) 医療及び助産
 - (ウ) 被災者の救出
 - (エ) 飲料水の供給
 - (オ) 死体の搜索
 - (カ) 死体の処理
 - (キ) 救済用物資の整理配分
 - イ 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、当該救助を実施する期間内とする。

2 実費弁償

実費弁償は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

- (ア) 医師及び歯科医師1人1日当たり 2万3,600円以内
- (イ) 薬剤師1人1日当たり 1万7,900円以内
- (ウ) 保健師及び看護師1人1日当たり 1万7,200円以内
- (エ) 助産師1人1日当たり 1万8,100円以内
- (オ) 准看護師1人1日当たり 1万4,100円以内
- (カ) 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士1人1日当たり 1万6,200円以内
- (キ) 救急救命士1人1日当たり 1万6,000円以内
- (ク) 歯科衛生士1人1日当たり 1万5,300円以内
- (ケ) 土木技術者及び建築技術者1人1日当たり 1万5,800円以内
- (コ) 大工1人1日当たり 2万5,600円以内
- (サ) 左官1人1日当たり 2万7,400円以内
- (シ) とび職1人1日当たり 2万8,000円以内

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(シ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

常勤の県職員の旅費の額に相当する額以内とする。

- (2) 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

3 災害救助事務

法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

- (2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000万円以下の部分の金額については、100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

- (3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1に規定する救助の実施のために支出した費用

及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。